

## 貝がら節の郷づくり事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、貝がら節の郷づくり事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、「貝がら節」をキーワードにして気高地域の発展を目指す貝がら節の郷づくり事業に要する経費を補助することにより、鳥取西地域への観光客の誘致を促進し、もつて鳥取市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

### (補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる貝がら節の郷づくり事業とする。

- (1) 貝がら節の保存と伝承及び関係資料の収集を図る事業
- (2) 浜村駅、宝木駅の利用率向上を図る事業
- (3) 文化・芸術のまちづくりに関する事業
- (4) 生姜と温泉と健康をテーマとする事業
- (5) その他鳥取西地域の活性化に寄与すると市長が認めた事業

### (補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う貝がら節の郷づくり協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象事業に要する経費（寄附金等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、天災その他市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでないものとする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

### (着手届を要しない場合)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

### (概算払)

第8条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付できるものとする。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年9月3日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成28年5月6日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

### 附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。